

「福岡市資源物持ち去り防止対策検討委員会」での意見（案）

1 資源物持ち去り防止対策について（法的規制を除く）

(1) アルミ缶の「不燃ごみ」以外への排出誘導

- アルミ缶について、不燃ごみとして排出するのではなく、地域集団回収等へ排出するよう誘導することが有効である。そのためには、市民や回収団体（地域）への広報・啓発の強化、回収拠点の増設を行うとともに、回収頻度や回収時間等の拡充及び回収場所の周知について地域へ協力を依頼すること。また、併せてインセンティブ策として、アルミ缶回収に対する地域集団回収報奨金の増額（現行5円/kg）などを行うとより効果的となる。
- アルミ缶の回収機会を増やすため、スーパー等による店頭回収の強化を始め、地域住民の協力による公民館等でのアルミ缶回収、各種イベント等の機会を捉えた回収などの検討を行うこと。

(2) ごみ置き場への立ち入り規制等

- 集合住宅のごみ置き場へ「立ち入り禁止」や「持ち去り禁止」等の看板を設置することは有効である。そのため、関係団体と連携した看板の作成や看板の配布などを行うこと。なお、設置する看板は、多言語で表記する必要がある。
- ごみ置き場を施錠することは有効な手法ではあるものの、世帯数が少ないファミリータイプの集合住宅では可能であるが、大規模住宅やワンルームマンション等では困難と考えられる。

(3) 持ち去り行為に対する広報・啓発

- 持ち去り行為の問題点を広く市民に知ってもらうため、市政だより等を活用した広報・啓発を行うこと。
- 福岡市が正規に不燃ごみの収集を委託している業者に関する情報の周知を強化すること。
- 持ち去られたアルミ缶等を買っている金属買い取り事業者に対して、「福岡市指定袋」に入った状態でのアルミ缶等の買い取りをしないよう要請すること。

(4) 持ち去り者への指導の強化

- 持ち去り者への指導として行っている区役所によるパトロールや委託によるパトロールを強化すること。
- 各地域団体が防犯・防災や児童見守りとして行っている既存のパトロールと連携したパトロール（青パトの活用等）も有効である。
- なお、パトロールの強化に当たっては、警察等関係機関と連携することが重要である。

(5) ごみの名称、収集形態の見直しの検討

- 現在、「不燃ごみ」としている名称について、アルミ等はリサイクルされているため、「資源ごみ」や「資源物」など環境に配慮した名称へ変更したらよいのではないかと。名称を変更することにより、リサイクル可能な資源が含まれていることが市民に分かるようになると考えられる。
- 現在、「不燃ごみ」については夜間に収集しているため、持ち去り行為が目につくにくく、持ち去り行為を行いやすい状況にあると考えられるので昼間収集に変更したらよいのではないかと。昼間収集に変更することにより、持ち去りにくく、市や地域がパトロールに取り組みやすい状況になると考えられる。
- ステーション収集の導入を検討してはどうか。持ち去り防止に効果があるだけでなく、ステーションが会話の場になり、高齢者の排出を手伝うことにより市民の協力の場になるなど、コミュニティの活性化につながることを期待できる。

2 法的規制について

(1) 現行法令での対応について

ア 窃盗罪（刑法第 235 条）の適用について

- 福岡市は、不燃ごみからアルミ等を売却していることから、不燃ごみには一定の経済的価値があり財物性は肯定できる。
- しかし、占有侵害罪である窃盗罪は、占有権を侵害した場合に成立するが、公道上に置かれたごみの占有権が福岡市にあるとは一般的には見なしにくく、仮にごみ袋に所有権を明記していたとしても、誰の占有にも属していないと認識される余地が残っている。
- そのため、窃盗罪を適用して持ち去り行為を取り締まることは実務上困難と考えられる。

イ 偽計業務妨害罪（刑法第 233 条）の適用について

- 市民は、ごみ袋を購入し、福岡市が収集することを前提に指定された日に指定されたルートにごみ袋を出し、福岡市は、有料指定袋による排出でなければ収集していないため、ごみの収集は、市民から付託された福岡市の業務と言える。
- そのため、ごみ袋を持ち去る行為は、福岡市の業務を妨害していると考えられる。
- しかし、業務妨害罪は、業務の妨害を狙った悪質な行為を処罰の対象とするのが通常であり、業務妨害罪を適用して持ち去り行為を取り締まることは実務上困難と考えられる。

ウ 軽犯罪法違反、住居（建造物）侵入罪（刑法第130条）の適用について

○集合住宅のごみ置き場からの持ち去りに関しては、ごみ置き場が敷地内にあり、入口等に「関係者以外立ち入り禁止」などと明記されている場合は、誰もが自由に出入りできる空間であったとしても、居住者は持ち去り者が立ち入ることを容認していないのは明らかであるため、建造物侵入罪や軽犯罪法違反が成立しうると考えられる。

○ただし、ごみ置き場が道路に面しており、敷地内に立ち入らずに持ち去りが可能な場合などは、建造物侵入罪や軽犯罪法違反を適用して取り締まることは困難と考えられる。

○また、戸建て住宅の場合は、公道上への排出となるので、建造物侵入罪や軽犯罪法違反の適用はできない。

(2) 条例による規制について

ア 条例化の必要性について

○市民が、持ち去り者に対して、持ち去り行為を止めるように声をかけられるための明確な根拠が必要である。

○現行法令では持ち去り行為を規制することは困難であるため、持ち去り行為を規制する条例が必要である。

イ 条例化の正当性や目的について

○持ち去り行為は、循環型社会の構築を目的とした福岡市のごみ処理システムを妨害する行為であるため、条例により規制する正当性はあると考えられる。

○なお、条例化にあたっては、何のために規制するのかその制定目的を十分に整理する必要がある。

ウ 夜間・戸別収集について

○夜間収集であっても、昼間収集とは収集時間帯が異なるのみであり、昼間収集と同様に、条例による規制は可能であると考えられる。

○また、持ち去り行為を禁止する場所の特定については、ステーション収集と異なる戸別収集であっても、その規定の方法を工夫することにより条例による規制は可能であると考えられる。

○ただし、夜間・戸別収集の形態で条例により規制している都市はないため、前例がなく、検討すべき課題が多いなどハードルが高いと考えられる。

エ 罰則について

○条例を制定している都市においては、罰則を設けることによりその効果が高まっている都市も多いため、罰則のあり方も含めた条例化の検討が必要と考えられる。